

	区分	質問内容	回答
1	実施主体	愛知県が直接事業所に補助するのではないのか。	基本的には居宅介護支援事業所等を対象とした事業であるため、指定・監督権を有する市町村が補助すべきだと考え、市町村が対象事業所当へ補助した場合に県が補助する制度としました。
2	実施内容	例えば、「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」のウのみという一部実施も可能か。	可能です。
3	実施内容	②介護支援専門員業務負担軽減支援事業のアに研修の支援とあるが、法定研修の受講料に対する補助は対象に含まれますか。	②アについては、事業所内において、事務的な業務のタスクシフトを促進するために、事務職員に対する研修を行う経費を想定しているため、法定研修の受講料は含まない。法定研修の受講料については、「介護支援専門員研修受講支援事業」を活用いただきたい。
4	実施内容	各メニューの単価の設定根拠は。	国の実施要綱には単価の設定がないため、国庫補助金の類似事業を参考に設定している。
5	実施内容	広域連合も実施可能か。	国の規定にそぐわないため、対象外です。
6	実施内容	ケアプランデータ連携システムの運用費は「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」のアの対象か。	当該メニューは、事務職員の採用活動や、事業所内において、事務的な業務のタスクシフトを促進するために事務職員に対する研修を行う経費が対象のため、対象外です。
7	実施内容	「居宅介護支援事業所等経営改善支援事業」アについて、コンサルタント事業者等の助言に基づく改善に要する経費は対象となるか。	あくまでも、契約するための経費ですので、対象外です。
8	実施内容	国実施要綱（案）にあって県の補助メニュー（案）にないものは実施しないということか。	お見込のとおりです。
9	対象期間	補助対象の対象期間は	対象期間は令和8年4月1日以降で、実施主体である市町村が認めた日から同様に市町村が定める日までとする予定です。 ただし、実績報告を2月上旬頃に提出していただく予定としており、実績報告の提出までに事業所への支払が完了している必要はあります。
10	補助率	県から市町村への補助率は	すべて10/10（1000円未満切捨て）です。
11	補助額	市町村毎の補助上限額はありますか。	現時点で予定はありませんが、申請が予算額を上回る場合は、申請額満額を交付決定できない場合があります。